

秋田市屋外広告物条例施行規則新旧対照表

改正案						現行					
第1条～第28条 (略) 別表第1 (略) 別表第2 許可の個別基準 (第7条関係)						第1条～第28条 (略) 別表第1 (略) 別表第2 許可の個別基準 (第7条関係)					
区分		規格	表示又は設置の場所又は位置	表示又は設置の方法	許可期間	区分		規格	表示又は設置の場所又は位置	表示又は設置の方法	許可期間
(略)						(略)					
広告塔又は広告板	発光装置又は照明装置を有するもの	野立広告塔(支柱を地上に定着させ、建植されるもので、表示面が柱状又は塔状のものをいう。)	(略)			広告塔又は広告板	発光装置又は照明装置を有するもの	野立広告塔(支柱を地上に定着させ、建植されるもので、表示面が柱状のものをいう。)	(略)		
		野立広告板(支柱を地上に定着させ、建植されるもので、表示面が板状のものをいう。)						野立広告板(支柱を地上に定着させ、建植されるもので、表示面が板状のものをいう。)			
			1 市街地に設置するものならびに <u>条例第7条第5項および第6項に規定するものを除き、道路から5m以内ならびに鉄道等ならびに他の野立広告塔および野立広告板から100m以内に設置しないこと。</u>							1 市街地に設置するものならびに <u>条例第7条第4項および第5項に規定するものを除き、道路および鉄道等ならびに他の野立広告塔および野立広告板から100m以内に設置しないこと。</u>	
			2 交通信号機から <u>設置場所までの距離を10m以上とすること。ただし、発光装置又は照明装置により常時その表示内容を変化させるこ</u>							2 交通信号機から <u>20m以内の場所に設置しないこと。</u>	
			(略)							(略)	

		とができる る広告物 (以下 「電光表 示広告 物」とい う。)以 外の広告 物にあっ ては、交 通信号機 から設置 場所まで の距離を 5m以上 とするこ とができ る。					
屋上広告 塔(建築 物の屋上 に建植さ れるもの で、表示 面が柱状 又は塔状 のものを いう。)	(略)	交通信号機 から設置場 所までの距 離を10m以 上とするこ と。ただ し、電光表 示広告物以 外の広告物 にあって は、交通信 号機から設 置場所まで の距離を5 m以上とす ることがで きる。	(略)	屋上広告 塔(建築 物の屋上 に建植さ れるもの で、表示 面が柱状 又は塔状 のものを いう。)	(略)	交通信号機 から10m以 内の場所に 設置しない こと。	
屋上広告 板(建築 物の屋上 に建植さ れるもの で、表示 面が板状 のものを いう。)	(略)		(略)	屋上広告 板(建築 物の屋上 に建植さ れるもの で、表示 面が板状 のものを いう。)	(略)		(略)
突出広告 板(建築 物又は工 作物の壁 面に取り 付けられ る突出状 のものを いう。)	(略)	1 (略) 2 交通信 号機から 設置場所 までの距 離を10m 以上とす ること。 ただし、 電光表示 広告物以 外の広告 物にあっ	(略)	突出広告 板(建築 物又は工 作物の壁 面に取り 付けられ る突出状 のものを いう。)	(略)	1 (略) 2 交通信 号機から 20m以内 の場所に 設置しな いこと。	(略)

		ては、交 通信号機 から設置 場所まで の距離を 5 m以上 とすること ができる。						
壁面広告 板（建築 物又は工 作物の壁 面に取り 付けられ る板状の ものをい う。）	1 大規模小 売店舗（大 規模小売店 舗立地法 （平成10年 法律第91 号）第2条 第2項に規 定する大規 模小売店舗 をいう。以 下同じ。） 以外の建築 物又は工作 物の壁面に 取り付ける ものにあっ ては、表示 面積を同一 壁面の面積 に1/2を 乗じて得た 面積（当該 得た面積が 30㎡を超え るときは、 30㎡）以内 とすること。 2 大規模小 売店舗の壁 面に取り付 けるものに あつては、 表示面積を 同一壁面の 面積に1/ 2を乗じて 得た面積 （当該得た 面積が30㎡		(略)		壁面広告 板（建築 物又は工 作物の壁 面に取り 付けられ る板状の ものをい う。）	表示面積を同 一壁面の面積 の1/2以内 （当該表示面 積が30㎡を超 えるときにあ つては、30㎡ とすること。）		(略)
			(略)					(略)

		<p>に店舗面積 (大規模小 売店舗立地 法第2条第 1項に規定 する店舗面 積をいう。)から 1,000㎡を 減じた面積 に3/100 を乗じて得 た面積を加 えた面積 (以下「特 例面積」と いう。)を 超えるとき は、特例面 積)以内と すること。</p>					
	アーチ	(略)	<p>1 (略) 2 交通信号機から設置場所までの距離を10m以上とすること。ただし、電光表示広告物以外の広告物にあつては、交通信号機から設置場所までの距離を5m以上とすることができる。</p>		アーチ	(略)	<p>1 (略) 2 交通信号機から20m以内の場所に設置しないこと。</p>
その他のもので、表	野立広告塔(支柱を地上に定着させ、建植されるもので、表	(略)	市街地に設置するものならびに条例第7条第5項および第6項に規定するもの		その他のもので、表	(略)	市街地に設置するものならびに条例第7条第4項および第5項に規定するもの

示面が柱状又は塔状のものをいう。)		を除き、 <u>道路から5m以内ならびに鉄道等ならびに他の</u>				を除き、 <u>道路および鉄道等ならびに他の野立</u>			
野立広告板（支柱を地上に定着させ、建植されるもので、表示面が板状のものをいう。)	(略)	野立広告塔および野立広告板から100m以内に設置しないこと。				野立広告塔および野立広告板から100m以内に設置しないこと。			
(略)					(略)				
壁面広告板（建築物又は工作物の壁面に取り付けられる板状のものをいう。)	1 大規模小売店舗以外の建築物又は工作物の壁面に取り付けるものにおいて、表示面積を同一壁面の面積に1/2を乗じて得た面積（当該得た面積が30㎡を超えるときは、30㎡）以内とすること。					表示面積を同一壁面の面積の1/2以内（当該表示面積が30㎡を超えるときには、30㎡とするこ			
	2 大規模小売店舗の壁面に取り付けるものにおいて、表示面積を同一壁面の面積に1/2を乗じて得た面積（当該得た面積が特例面積を超えるときは、特例面積）		(略)			とすること。)		(略)	

		以内とする こと。		
(略)				

別表第3 適用除外広告物等の個別基準 (第9条関係)

区分	表示面積等	摘要
条例第7条	(略)	
第2項第3号の規定に該当するもの	2.0㎡以内	
(略)		
第4項の規定に該当するもの	1 貼紙および貼札等にあつては、表示面積が1㎡以内であること。 2および3 (略)	1 貼紙、貼札等、広告旗又は立看板等にこれらの所有者又は管理者の氏名又は名称、住所ならびに表示の期間の始期および終期を明記すること。 2 表示の期間が貼紙にあつては1箇月以内、貼札等、広告旗および立看板等にあつては2箇月以内であること。
(略)		

以下 (略)

(略)				

別表第3 適用除外広告物等の個別基準 (第9条関係)

区分	表示面積等	摘要
条例第7条	(略)	
第2項第3号の規定に該当するもの	0.3㎡以内	
(略)		
第4項の規定に該当するもの	1 はり紙およびはり札等にあつては、表示面積が1㎡以内であること。 2および3 (略)	1 はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等にこれらの所有者又は管理者の氏名又は名称、住所ならびに表示の期間の始期および終期を明記すること。 2 表示の期間がはり紙にあつては1箇月内、はり札等、広告旗および立看板等にあつては2箇月以内であること。
(略)		

以下 (略)